

喫煙、裸火使用又は危険物品持込み の承認に関する審査基準

岡崎市消防本部

喫煙、裸火使用又は危険物品持込みの承認に関する審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岡崎市火災予防条例（昭和37年岡崎市条例第20号。以下「条例」という。）第26条第1項ただし書の規定による承認の審査基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 喫煙等とは、条例第26条第1項本文の規定により禁止されている喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みをいうこと。
- (2) 指定場所とは、「喫煙、裸火使用又は火災予防上危険な物品の持込禁止場所の指定について」（昭和60年岡崎市消防本部告示第3号）により指定した場所とすること。
- (3) 劇場等とは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場をいう。ただし、住宅団地の集会場、地区公民館、学区市民ホーム等、主に地域住民が利用するものを除く。
- (4) 百貨店等とは、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものをいう。
- (5) 屋内展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進を行う場所で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものをいう。ただし、特定の企業等の施設でその企業の製品のみを展示するショールーム、PRセンター等を除く。
- (6) 禁止行為とは、指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持ち込む行為とすること。
- (7) 審査基準とは、禁止行為の解除承認の申請に係る承認の基準とすること。
- (8) 承認単位とは、禁止行為の解除承認に係る承認基準を適用する場所の範囲とすること。
- (9) 不燃区画とは、次に該当するものとすること。
 - ア 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）以下「建基法」という。）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根をいう。）又は防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で区画されていること。
 - イ 区画を貫通する風道には、防火ダンパーが設けられていること。

(指定場所の範囲)

第3条 指定場所の範囲については、次のとおりとする。

(1) 劇場等の舞台とは、次の部分とすること。

ア 舞台部、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室又は小道具室
イ 楽屋、出演者の控室等（前アと建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第1条第5号に規定する準不燃材料で造られた隔壁で区画し、かつ、その開口部に防火戸が設けられている場合を除く。）

(2) 劇場等の客席とは、椅子席、ます席、立見席等の客席部分及び客席内の通路部分とすること。

(3) 劇場等の公衆の出入りする部分とは、前(1)及び(2)以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路等の公衆が利用する部分とすること。

(4) 百貨店等の売場とは、次の部分とすること（食堂の部分を除く。）。

ア 物品を陳列し、販売する全ての部分及び当該部分間の通路（以下「陳列・販売部分」という。）

イ 陳列・販売部分に隣接する次の部分（不燃区画された当該部分を除く。）

(ア) スtock場及び荷さばき場

(イ) 食品の加工場

(ウ) 手荷物一時預り所、店内案内所、クリーニング承り所等

ウ 物産展、展覧会等を行う催事場の部分

エ 通常顧客の出入りする部分で次の部分

(ア) 階段、エスカレーター、トイレ、休憩所等の顧客が使用する部分

(イ) 顧客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分

(5) 屋内展示場で公衆の出入りする部分とは、展示ブース等の展示を行う部分及び階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、ロビー等の公衆の利用に供する部分とすること。

(指定場所の用途)

第4条 指定場所の用途のとりえ方については、次のとおりとする。

(1) 一の防火対象物が、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第8条の規定により区画されている場合は、その区画された部分ごとにとらえること。

(2) 別棟扱いされている防火対象物は、それぞれ別の防火対象物として取り扱うこと。

(3) 一の防火対象物内に複数の用途が存する場合は、規制する用途ごとにとらえること。

(4) 政令別表第1の項の判定上、みなし従属扱いされている部分に指定場所に該当する実態が存する場合は、指定場所としてとらえること。

(指定場所の本来用途以外の使用)

第5条 指定場所の本来用途以外に使用する場合は、次のとおりとする。

- (1) 指定場所を本来用途以外の指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制すること。

(例) 本来用途(屋内展示場)→使用形態(コンサート)→規制する用途(劇場)

- (2) 指定場所を指定場所以外の用途に使用する場合は、規制を適用しないこと。

(例) 本来用途(屋内展示場)→使用形態(倉庫)→規制を適用しない。

- (3) 指定場所以外の場所を一時的に指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制すること。

(例) 本来用途(倉庫)→使用形態(コンサート)→規制する用途(劇場)

(禁止行為の取扱い)

第6条 禁止行為の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 喫煙とは、マッチ、ライター等で点火し喫煙する一連の行為とすること。ただし、条例第26条第4項の規定に基づき設置する喫煙所での喫煙行為は、禁止行為に該当しないものとして取り扱うものとする。

- (2) 裸火使用とは、通常、炎若しくは火花を発するもの又は赤熱した発熱部が目視される状態、若しくは発熱部を外部に露出し、可燃物が触れた場合、瞬時に着火するおそれのある（発熱部の表面温度が概ね400度以上）状態で使用する行為とすること。ただし、次に掲げるものは、裸火の使用行為として該当しないものとして取り扱うものとする。

ア 電気器具類で、発熱部がカバーなどで覆われており、着火危険がないもの（ホットプレート、ヘアードライヤー、オーブン等のように、発熱部が燃焼室、風道若しくは庫内に面しているもの。）。

イ 気体、液体又は固体燃料を熱源とする火気を使用する設備又は器具は、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF型等）

ウ 玩具用煙火のうちクリスマスクラッカー及び平玉を消費する行為

- (3) 危険物品持込みとは、岡崎市火災予防規則（昭和38年規則第1号。以下「規則」という。）第10条各号に掲げる、危険物品を持ち込む全ての行為とすること。

ただし、次に掲げるものは、危険物品持込み行為に該当しないものとして取り扱うものとする。

ア 通常携帯する少量のライター・マッチ等を持ち込む行為

イ 調理のためフライパン・鉄板にひく少量の動植物油等を使用する行為

ウ 可燃性固体類に該当するパラフィンで造られている美術品等を持ち込む行為

エ 日常の衛生管理及び清掃用に消毒用アルコール、クリーナー等の危険物品を使用する行為

オ クリスマスクラッカー又は平玉を消費するために持ち込む行為

カ 舞台において演出効果に行われる煙霧発生機（スモークマシン）等の発煙剤が非危険物を使用する行為

キ 百貨店等の売場において、次に掲げる商品を恒常的に陳列、販売する行為（花火・クリスマスクラッカー等季節商品、販売行為の一環としてとらえる試供品、サンプルを含む。）

(ア) 危険物（危険物を含有する化粧品等を含む。）で容器に密閉された製品（一の承認単位当たりの数量が、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）別表第3に定める指定数量の5分の1未満に限る。）

(イ) 危険物、可燃性固体類及び可燃性液体類に該当するエアゾール製品（一の承認単位当たりの数量が、条例別表第3に定める数量の5分の1未満に限る。）

(ウ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「ガス法」という。）の適用が除外される容器入り可燃性ガス（一の承認単位当たりの取扱いガス総質量が20キログラム未満に限る。）

（例）ガスライター、ガスライターの補充用ガス容器、卓上ガスコンロ用ガス容器（カートリッジボンベ）、エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）

(エ) 玩具用煙火で、「S F マーク（公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」及び「安全検査」に適合する旨の表示）」の付されているもの（一の承認単位当たりの総薬量が5キログラム未満に限る。）

(オ) クラッカー（煙火製造許可を受けた業者が製造したもので1,000個未満）

ク 屋内展示場において、次に掲げるものを展示する行為

(ア) 燃料等が密閉状態で内蔵されている車両

(イ) 潤滑油等の内蔵油が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器

（禁止行為の解除承認の基本的事項）

第7条 禁止行為の解除に当たっては、禁止行為が、社会通念上必要であると認められ、かつ、火災予防上及び人命安全上支障がないと認められる場合について、必要最小限その解除を承認するものとする。

（禁止行為の解除承認申請要領）

第8条 禁止行為の解除承認申請については、次のとおりとする。

(1) 禁止行為の解除の承認を受けようとする者は、規則第11条の申請書（様式第28号）により、あらかじめ消防長に申請しなければならない。この場合において、承認の申請は指定場所ごとに行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、恒常的な行為に係る承認を受けようとするときは、当該承認申請に係る場所ごとに申請することができる。

(3) 申請書には、必要により関係資料（消防用設備等、見取図、機器図及び性能等に関するもので承認審査に必要なもの）を添付させるものとする。

（審査及び調査要領）

第9条 申請内容についての審査及び調査要領は、次のとおりとする。

(1) 申請内容が、本審査基準第11条に規定する審査基準に適合すること。

(2) 申請に係る行為、機器等は、資料、実験等により明確な特性、性能及び安全

性が確認できるものであること。

- (3) 申請場所が消防法令又は他の防火に関する法令に適合していること。
- (4) 解除承認することにより、消防法令又は他の防火に関する法令に違反を生じないこと。
- (5) 関係者及び行為者が、申請内容を適正に履行できるものであること。
- (6) 申請内容を審査する際の留意事項は、次のとおりとすること。
 - ア 裸火使用が危険物品持込みを伴う場合は、「裸火使用」・「危険物品持込み」の両方の承認基準を適用すること。
 - イ 危険物又は裸火を数種類にわたって同一の承認範囲内において取り扱う場合は、第11条に規定する審査基準に定める許容数量で当該使用又は持込み数量を除いた商の和が2をもって承認範囲内における最大許容量とすること。
- (7) 申請内容が、審査基準に適合している場合であっても、禁止行為の内容及び指定場所の状況に応じ、火災予防上特に必要と認める場合は、最小限の範囲で必要な補完措置を講じさせることができるものとする。
- (8) 申請書のみで申請内容の安全性が確認できる等、軽微なものについては書類審査とし、火災予防上特に必要と認める場合は現地調査を行うこと。
- (9) 消防長は、解除承認を行う場合は、必要な事項を記載した規則第11条の承認書（様式第28号の2）を申請者に交付する。

（承認単位の取扱い）

第10条 承認単位は、次の区分により取り扱うものとし、承認単位ごとに承認基準を適用させるものとする。

- (1) 指定場所ごとを一の承認単位とすること。
- (2) 百貨店等は、一の階の売場を一の承認単位とすること。
- (3) 建基令第112条第1項の規定に基づき区画された部分は、一の承認単位とすること。

（解除承認に係る可否及び審査基準）

第11条 禁止行為の解除承認に係る可否及び審査基準については、別表第1から別表第4までに基づくものとする。

附 則

この審査基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

指定場所における禁止行為の解除承認の可否及び審査基準

指定場所		禁止行為			審査基準
		喫煙	裸火使用	危険物品持込み	
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（住宅団地の集会場、地区公民館、学区市民ホーム等、主に地域住民が利用するものを除く。）	舞台部	条件付可	条件付可	条件付可	別表第 2
	客席	否	条件付可	条件付可	
	公衆の出入りする部分			条件付可	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（延べ面積が1,000平方メートル以上）	売場（食堂の部分を除く。）	否	条件付可	条件付可	別表第 3
屋内展示場（延べ面積が1,000平方メートル以上）	公衆の出入りする部分	否	条件付可	条件付可	別表第 4

別表第2

劇場等の舞台、客席及び公衆の出入りする部分の審査基準

指定 場所	禁止 行為	審 査 基 準
舞台	喫煙	1 演出上必要なものに限ること。 2 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。 3 舞台部には、吸い殻容器（安定性のある不燃性の容器で、水が入ったものに限る。）を設けること。 4 消火器具を設けること。 5 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。
	裸火 使用	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例別表第1において、火災予防上安全な距離が定められている場合には、当該距離以上の距離 (2) 前(1)以外の場合には、火炎の大きさを考慮して、周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離 3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。 4 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。 5 従業員等による監視、消火及び使用後の点検の体制が講じられていること。 6 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 7 消火器具を設けること。 8 承認の範囲は次によること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、燃料容器組込み型の器具で、かつ、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (3) 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 - ア 舞台で、演出上必要なものに限ること。 - イ 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ミリリットル以内であること。 - ウ 危険物は漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。

舞台	裸火使用	エ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20センチメートル以内であること。 オ 燃焼の炎は安定継続するものであること。 カ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合（噴き出し煙火を除く。）は、次によること。 ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 イ 火花の飛散範囲は2メートル以内であること。 ウ 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20センチメートル以内であること。 エ 火炎を有するものは、炎が著しく伸張し、又は拡大しないこと。 オ 煙火は固定して消費すること（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）。 カ 飛しょうする煙火は認められないこと。 キ 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。 ク 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がないこと。 ケ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 (5) 噴き出し煙火は、次によること。 ア 実験により特性の確認を行うこと。 イ 煙火は固定して消費し、消費中は移動しないこと。 ウ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。 エ 火花の飛散範囲は、煙火の周囲2メートル以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、2メートル以内であること。 オ 火花の飛散範囲及びその範囲から周囲2メートルの床面を、防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。 カ 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4メートル、周囲2メートル以内には、可燃物を置かないこと。 キ 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。 ク 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がないこと。 ケ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
----	------	--

舞台	危険 物品 持込み	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。 3 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。 4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 5 消火器具が設置されていること。 6 承認の範囲は次によること。 (1) 危険物については、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類については、条例別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）については、ガス総重量0.5キログラムに相当する個数未満であること。 (4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。）については、火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次の個数未満とすること。 ア 0.1グラム以下のものは50個 イ 0.1グラムを超え15グラム以下のものは10個 7 煙霧発生機（スモークマシン）等で、舞台効果のために使用する機器は、次によること。ただし、危険物第4類第1石油類又は第4類第2石油類に該当する発煙剤を用いるものの屋内使用は、解除承認しない。 (1) 機器の特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。 (2) 機器に対する知識、技能等を有する専従員が取り扱うこと。
客席	喫煙	認めないものとする。
	裸火 使用	舞台の部、裸火使用の項によること。ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
	危険 物品 持込み	舞台の部、危険物品持込みの項によること。
公衆の 出入り する 部分	危険 物品 持込み	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。 3 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。

公衆の 出入り する 部分	危険 物品 持込み	4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 5 消火器具を設置すること。 6 承認の範囲は次によること。 (1) 危険物については、危政令別表第 3 に定める指定数量の20分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類については、条例別表第 3 に定める指定数量の20分の 1 未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）については、ガス総重量 5 キログラムに相当する個数未満であること。
------------------------	-----------------	--

別表第 3

百貨店等の売場（食堂の部分を除く）の審査基準

指定 場所	禁止 行為	審 査 基 準
売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火 使用	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。 3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。 4 従業員等による監視、消火及び使用後の点検の体制が講じられていること。 5 出入口、階段等から水平距離 5 メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離 5 メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 7 消火器具を設けること。 8 承認の範囲は次によること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 ア 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 イ 消費量は、1 個につき 58 キロワット以下、総消費量は 175 キロワット以下であること。 ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（燃料容器組込み型の器具を除く。）。 エ 液化石油ガスは、容器組込み型の燃料容器であること。 オ 使用する場所は、不燃区画されていること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 ア 燃料の使用量が 1 日につき木炭 15 キログラム、練炭 10 キログラム、豆炭 5 キログラム、その他の固体のもの 5 キログラム以下であること。 イ 使用する場所は、不燃区画されていること。

売場	危険 物品 持込み	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 消火器具を設けること。 5 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6メートル以上（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3メートル以上）、その他の危険物品については水平距離で3メートル以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。）。 6 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。 8 承認の範囲は次によること。 (1) 危険物については、危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類については、条例別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）については、ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。 9 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場所は、不燃区画されていること。
----	-----------------	---

別表第 4

屋内展示場で公衆の出入りする部分の審査基準

指定 場所	禁止 行為	審 査 基 準
公衆の 出入り する 部分	喫煙	認めないものとする。
	裸火 使用	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。 3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。 4 従業員等による監視、消火及び使用後の点検の体制が講じられていること。 5 出入口、階段等から水平距離 5 メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離 5 メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 7 消火器具を設けること。 8 承認の範囲は次によること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 - ア 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 - イ 消費量は、1 個につき 58 キロワット以下、総消費量は 175 キロワット以下であること。 - ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（燃料容器組込み型の器具を除く。）。 - エ 液化石油ガスは、容器組込み型の燃料容器であること。 - オ 使用する場所は、不燃区画されていること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 - ア 燃料の使用量が 1 日につき木炭 15 キログラム、練炭 10 キログラム、豆炭 5 キログラム、その他の固体のもの 5 キログラム以下であること。 - イ 使用する場所は、不燃区画されていること。

公衆の 出入り する 部分	危険 物品 持込み	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 消火器具を設けること。 5 出入口、階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6メートル以上（危規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3メートル以上）、その他の危険物品については水平距離で3メートル以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。）。 6 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。 8 承認の範囲は、次によること。 (1) 危険物については、危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類については、条例別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。）については、ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。
------------------------	-----------------	--